別記様式第９号（規格Ａ３）（第２２条関係）

（左側）

|  |
| --- |
| 債 権 譲 渡 承 諾 願 　　　　　　年　　月　　日　　群馬県知事　　　　　　あて　　  受注者  （譲渡人）住所  氏名 印 （譲受人）住所  氏名 印　この度下記の債権を譲渡人（以下「甲」という。）から　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）に譲渡したいので、建設工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）第５条第１項ただし書の規定により承諾してください。  なお、請負契約書第４１条に規定する契約不適合の場合の保証責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。 また、甲及び乙は､請負契約書第３４条に規定する前金払及び中間前金払並びに請負契約書第３７条に規定する部分払は、本承諾以降は請求しません。 記 １　工 事 名 ２　工事場所 ３　工　　期　　　　　自　　　　　年　　月　　日  　　 　至 　　　　年　　月　　日４ (1)請負代金額 　　　金 　　　　　円　ただし、契約変更により増減が　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 生じた場合は、その金額による。 (2)受領済金額 　　　　金 　円  (3)差引残額((1)-(2)) 金 円 ただし、契約変更により増減が　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 生じた場合は、その金額による。 |
| 債 権 譲 渡 承 諾 書　　　 　　 第　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　年　　月　　日　〔甲〕　　　　　　　　　　　　様　〔乙〕　 様 |

（右側）

|  |
| --- |
| 　上記につき、未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、建設工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）第５条第１項ただし書の規定により承諾する。　なお、本承諾によって請負契約書第４１条に規定する甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。　また､甲及び乙は､請負契約書第３４条に規定する前金払及び中間前金払並びに請負契約書第３７条に規定する部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。記１ 譲渡される甲の建設工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件請負契約書第３１条第２項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から債権譲渡承諾願４(2)の金額及び本件建設工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。　　ただし、本件建設工事請負契約が解除された場合においては、本件請負契約書第５０条第１項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から債権譲渡承諾願４(2)の金額及び本件建設工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾願４(1) 及び(3)の金額は変更後の金額とする。 ２　甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合には、速やかに連署にて発注者に群馬県建設工事執行規程別記様式第１０号の債権譲渡通知書（確定日付のあるもの）を提出すること。３ 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、若しくは質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。４　甲及び乙は、資金使途について、適切な管理が行われるよう努めるものとする。 　　　　　　　　　　　　　　　　 群馬県知事　　　　　　　 印 |